令和６年８月７日
総合調整会議【資料１】

栗東市地域防災計画
修正方針(案)

～　目　次　～

１　地域防災計画修正の趣旨 1

２　防災関係法令及び関連計画等の動向 2

３　上位計画・関連計画等について 3

４　地域防災計画の修正方針 6

参考　栗東市の災害リスク等 7

1　地域防災計画修正の趣旨

栗東市地域防災計画は災害対策基本法第 42 条(昭和 36 年法律第 223 号)及び栗東市防災会議条例に基づき、栗東市防災会議が作成する計画です。

栗東市の地域にかかる地震・風水害等の災害対策を実施するにあたり、市、県及び関係機関及び住民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定め、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を図ることを目的としています。

現行の栗東市地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえて、令和元年度に必要な見直しを行いました。

その後も国内各地では、台風や集中豪雨、地震等による大規模な被害が発生し、国はこれらの災害教訓を踏まえて、防災関係法令等の改正や防災基本計画の修正等を行ってきました。

一方、滋賀県においても、国の防災基本計画の修正や令和元年房総半島台風等の災害対応で明らかとなった課題等を踏まえ、令和 4 年度に滋賀県地域防災計画の修正を行っています。

今回の栗東市地域防災計画の修正は、上記の防災関係法令等の改正や防災基本計画及び滋賀県地域防災計画と整合を図るとともに、感染症対策等の新たな生活様式、令和６年能登半島地震等の教訓を反映した防災対策の強化を図るために行うものであり、併せて住民による自主防災活動の確立を図り、地域の防災力向上を目指します。

栗東市地域防災計画の位置づけ

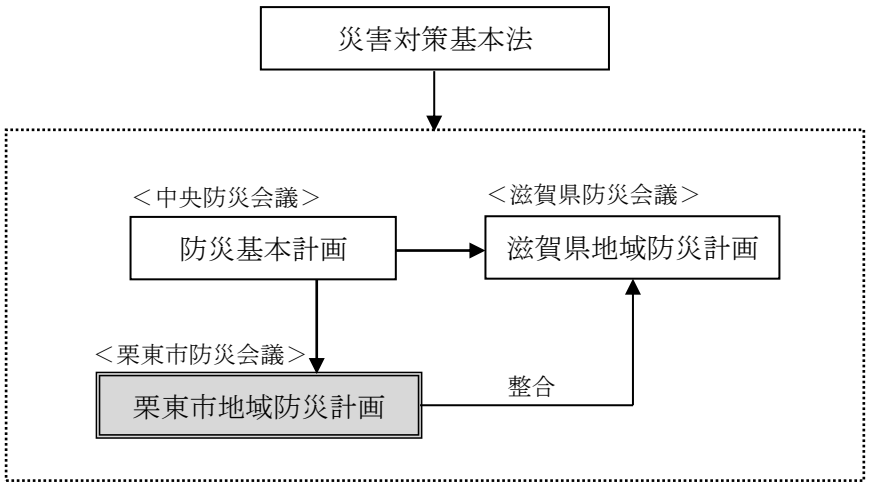

※栗東市地域防災計画は、国の「防災基本計画」及び「滋賀県地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した計画となっています。

２　防災関係法令及び関連計画等の動向

近年の防災に係る主な国の法令や国・県・栗東市における主な防災関連計画、指針等の策定又は改定の動向は次のとおりです。

年月	国	滋賀県	栗東市
R2.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む ・滋賀県緊急時モニタリング計画修正	・栗東市地域防災計画修正 ・栗東市国民保護計画修正 ・栗東市避難所運営マニュアル修正 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル修正 ・災害時職員初動マニュアル修正 ・栗東市業務継続計画策定 ・第六次栗東市総合計画策定
R2.4	・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き策定		
R2.5	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）		
R2.6		・滋賀県国土強靭化地域計画改定	・栗東市国土強靭化地域計画策定
R2.8			・第四次栗東市都市計画マスタープラン策定
R3.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む	・栗東市総合防災マップ発行
R3.5	・防災基本計画一部修正 災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正（各編） ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画変更 ・避難情報に関するガイドライン改定 ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針改定 ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定		
R3.6	・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き策定		
R4.3		・滋賀県地域防災計画修正 ※原子力災害対策編含む	
R4.4	・避難所運営ガイドライン改定	・原子力災害に係る滋賀県広域避難計画修正	
R4.6	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正（各編） ・災害救助法改正		
R4.9	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画変更		
R4.12			・「栗東の都市計画」改訂
R5.3		・滋賀県地域防災計画修正 ・原子力災害に係る滋賀県広域避難計画修正	
R5.5	・防災基本計画一部修正 最近の災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正（各編） ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き改定		
R6.3		・滋賀県原子力災害医療マニュアル改訂	
R6.6	・防災基本計画の一部修正 令和６年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正（各編）		

３　上位計画・関連計画等について

（１）災害対策基本法の改正（令和３年５月）

現行の栗東市地域防災計画修正以降の災害対策基本法の改正状況は、次のとおりです。

年月	背景・目的	改正概要
R3.5	頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため	1）災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 ①　避難勧告・避難指示の一本化等 ②　個別避難計画の作成 ③　災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等 2）災害対策の実施体制の強化 ①　非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 ②　防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 ※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置 ③　内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

①避難勧告・避難指示の一本化

この災害対策基本法の改正では、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方が包括的に見直されました。

また、「避難勧告等に関するガイドライン」が名称を含めて改定され、「避難情報に関するガイドライン」として、令和３年５月に公表されました。

気象庁では、このガイドラインの改定を受けて、記録的短時間大雨情報の運用の変更や、顕著な大雨に関する情報の運用開始等が実施されています。

新たな避難情報等

警戒レベル	状況	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保
警戒レベル４までに必ず避難！		
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	気象庁の大雨・洪水注意報等
1	今後気象状況悪化のおそれ	気象庁の早期注意情報

従来の避難情報

行動を促す情報
災害発生情報
避難指示（緊急）・避難勧告
避難準備・高齢者等避難開始
気象庁の大雨・洪水注意報等
気象庁の早期注意情報

②個別避難計画の作成

本改正では、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定され、令和３年５月に公表されました。

滋賀県地域防災計画では、「県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、（中略）等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る」とされています。

（２）防災基本計画の修正（令和２年５月～令和６年６月）

現行の栗東市地域防災計画修正以降の防災基本計画の修正状況は、次のとおりです。

年月	主な修正項目
R2.5	**・主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正** 災害リスクととるべき行動の理解促進 河川・気象情報の提供の充実 災害廃棄物処理体制の整備 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化 自然災害即応・連携チーム会議の開催 **・主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正** 災害に慣れていない自治体への支援の充実 長期停電・通信障害への対応強化、 被災者への物資支援の充実
R3.5	**・災害対策基本法の改正を踏まえた修正** 災害対策本部の見直し 個別避難計画の作成 避難勧告・避難指示の一本化等、 広域避難に関する事項 **・新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策** 避難所における感染症対策 避難所開設・運営訓練の実施 パーティション等の備蓄の促進 コロナの自宅療養者等に対する情報共有等 被災自治体への応援職員等の感染症対策
R4.6	**・令和３年度に発生した災害を踏まえた修正** 盛土による災害の防止に向けた対応 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害 → 航路等に漂流する軽石の除去 トンガ諸島の火山噴火による潮位変化 →海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示すの適切な発令 **・関連する法令の改正を踏まえた修正** 津波対策の推進に関する法律の改正 → 津波対策の推進 豪雪地帯対策特別措置法の改正 → 豪雪地帯における雪害対策の推進 海上交通安全法等の改正 → 船舶交通の安全確保航空法施行規則の改正 → 災害応急対策に従事する航空機の安全確保
R5.5	**・最近の施策の進展等を踏まえた修正** 多様な主体と連携した被災者支援、国民への情報伝達、デジタル技術の活用 **・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正** 北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達 **・令和４年に発生した災害を踏まえた修正** 北海道知床で発生した遊覧船事故 → 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化 トンガ諸島の火山噴火による潮位変化 → 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達
R6.6	**・最近の施策の進展等を踏まえた修正** 新たな総合防災情報システムの運用開始、水害対策の強化 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 **・関連する法令の改正を踏まえた修正** 活動火山対策特別措置法 → 活動火山対策の強化 医療法 → 災害支援ナースの充実・強化 水防法及び気象業御無法 → 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、 都道府県の求めに応じた提供の実施 災害対策基本法施行令の改正 → 緊急通行車両確認標章等の事前交付 **・令和６年能登半島地震を踏まえた修正** 被災地の情報収集及び進入方策、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送 その他各省庁における振り返り → 長時間継続する津波の見通し等に関する解説、 より実態に即した液状化リスク情報の提供

（３）滋賀県地域防災計画の概要（令和５年３月）

滋賀県地域防災計画の令和 4 年度(風水害等・震災・事故災害、原子力災害)の主な修正内容は、次のとおりです。

修正項目	修正内容
①　盛土による災害の防止に向けた対策	・盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行うことを追記 ・危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町で避難情報の発令基準等の見直しが必要な場合、県は、適切な助言や支援を行うことを追記
②　雪害対策に係る体制強化	・雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護について追記
③　安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化	・市町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、積極的に情報収集を行うことを追記
④　防災教育の推進	・消防団員・防災士等が参画した、学校における体験的・実践的な防災教育の推進に努めることについて追記
⑤　災害対策本部の設置基準	・長周期地震動階級４が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記
⑥　自衛隊との連携体制強化	・原子力災害時において、自衛隊が実施する避難の援助等救援活動に必要な輸送車両や放射線防護資機材を、必要に応じて県が提供・貸与する旨を追記
⑦　原子力事業者との連携体制強化	・避難退域時検査（スクリーニング）および簡易除染により発生した放射性物質等により汚染した廃棄物の処理を原子力事業者が行う旨を追記
⑧　前回修正時から新たに締結した災害時応援協定等	・新たに締結した災害時応援協定を追記

（４）その他改定・作成されたガイドライン等（令和２年５月～令和５年５月）

現行の栗東市地域防災計画改定以降に改定・作成等がされた主なガイドライン等は次のとおりです。

年月	資料名	出典
R2.5	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン	内閣府
R2.10	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン	滋賀県
R2.12	冬季における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について	内閣府
R3.3	人とペットの災害対策ガイドライン	環境省
R3.3	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	内閣府
R3.5	福祉避難所の確保・運営ガイドライン	内閣府
R3.5	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府
R3.5	水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	国土交通省
R3.6	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン	内閣府
R3.7	水防計画作成の手引き（水防管理団体版）	国土交通省
R4.3	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き	国土交通省
R4.3	災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き	内閣府
R4.4	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン	内閣府
R4.4	避難所運営ガイドライン	内閣府
R4.4	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府
R4.9	避難情報に関するガイドライン	内閣府
R5.5	大規模地震・津波災害応急対策対処方針	内閣府
R5.5	市町村のための水害対応の手引き	内閣府

４　地域防災計画の修正方針

以上の背景のもと、栗東市地域防災計画を次の修正方針に従って修正を行います。

方針①　関係法令の改正や上位計画等の改定内容等の反映

現行の栗東市地域防災計画に反映されていない法令、防災基本計画、滋賀県地域防災計画、その他関係機関等の計画内容を確認し、整合を図るとともに、上位機関が作成する防災に関連するガイドライン等の内容を反映します。

方針②　近年の災害対応からの教訓を踏まえ、新たな知見を迅速に反映

令和６年能登半島地震など、近年頻発している気象災害から得られる新しい知見等を随時把握し、有用な対策等を迅速に反映する

方針③　防災関係機関の組織、資料、防災施策等の更新

変更されている市をはじめとする防災関係機関の組織名称、資料、防災施策等について、最新の内容に更新する

方針④　災害対策本部組織体制や事務分掌等を見直し

業務継続計画の修正や受援計画の策定等に伴い、災害対策本部の組織体制や事務分掌等を適宜見直す

参考　栗東市の災害リスク等

（１）地震

平成 26 年滋賀県地震被害想定では、栗東市に影響が大きいケースとして「琵琶湖西岸断層帯」を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケース(case2)が想定されています。また、南海トラフ巨大地震発生時には震度 6 弱が想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されています。

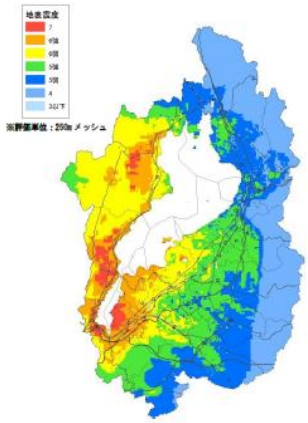

琵琶湖西岸断層帯(case2)
滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）

（２）水害

栗東市では、平成 25 年 9 月台風 18 号による記録的大雨の影響により金勝川が決壊し、目川地区で浸水被害が発生しました。栗東市には、野洲川、金勝川一帯が広範囲に浸水することが想定されています。また、市内 10 か所の防災重点農業用ため池におけるため池ハザードマップを作成し、地震や大雨による決壊時の被害へ注意を呼び掛けています。

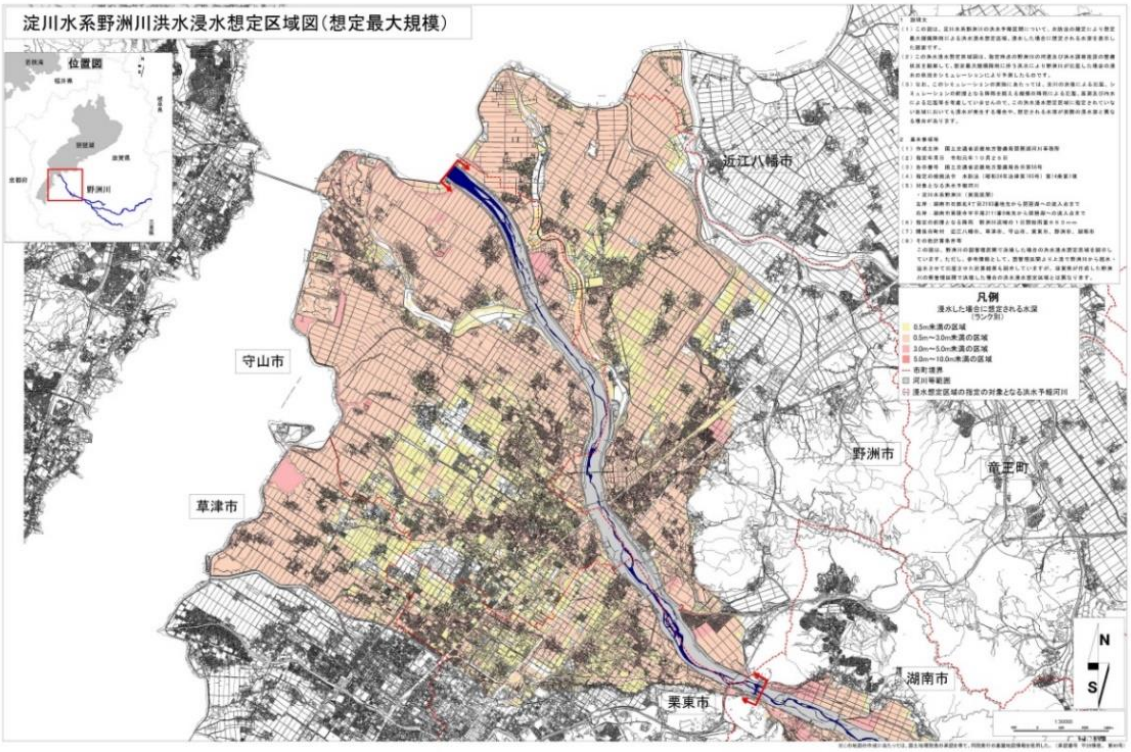

野洲川洪水浸水想定区域図（想定最大規模（1000 年に 1 度）の降雨を想定）

（３）土砂災害警戒区域

平成 25 年 9 月台風 18 号による記録的な大雨の影響により安養寺山で土砂崩れが発生しました。県 HP にて市内の土砂災害警戒区域等が公表されています。

土砂災害警戒区域等の指定区域数

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
栗東市	148	107

資料：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室

令和６年８月７日
総合調整会議【資料２】

地域防災計画修正スケジュール（案）

時期		内容	備考
2024 年	8 月 7 日	総合調整会議 ・スケジュール等の説明	
2024 年	8 月 20 日	８月議会説明会 ・スケジュール等の説明	
2024 年	9 月 3 日	防災会議（第１回） ・スケジュール等の説明	
2024 年	9 月下旬～ 10 月上旬	各課意見照会	
2024 年	10 月下旬～ 11 月中旬	関係機関、各課意見照会	検討素案　→　素案
2024 年	11 月下旬	総合調整会議 ・地域防災計画（素案）の審議	
2024 年	12 月上旬	防災会議（第２回） ・地域防災計画（素案）の審議	素案　→　案
2024 年	12 月	１２月議会 ・地域防災計画（案）の報告	
2024 年 2025 年	12 月下旬～ 1 月中旬	地域防災計画（案）に対するパブリックコメントの募集	
2025 年 2025 年	1 月下旬～ 2 月上旬	各課意見照会	
2025 年	2 月中旬	総合調整会議 ・地域防災計画（案）の報告	
2025 年	2 月下旬	防災会議（第３回） ・地域防災計画（案）の審議	計画決定
2025 年	3 月	３月議会 ・地域防災計画の報告	

令和６年８月７日
総合調整会議【資料３】

栗東市地域防災計画

概　要　版

令 和 ２年 ３月

栗　　東　　市

目　　次

第１章　地域防災計画とは 1
　１　計画の目的 1
　２　計画の作成機関 1
　３　計画の構成 2
　４　計画の基本方針 2
　５　想定する災害 3

第２章　災害予防計画 4
　１　地域の防災力を高めるための対策 4
　２　行政の災害対応能力を高めるための対策 6
　３　自然災害に対応するために必要な対策 7
　４　事故災害に対応するために必要な対策 8

第３章　災害応急対策計画 9
　１　災害別の対応体制の確立 9
　２　災害対応のコーディネート 9
　３　生命を守るための対策 10
　４　生活を守るための対策 12
　５　復旧への足がかり 13

第４章　災害復旧計画 15
　１　公共施設の災害復旧 15
　２　企業等の再建支援 15
　３　被災者の生活再建支援 15
　４　災害復興 16

参考資料

第１章　地域防災計画とは

１　計画の目的

栗東市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づいて、栗東市防災会議が定める計画です。

計画の作成目的は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することによって、「住民の生命・財産の安全確保」を図ることとしています。

計画には、災害から「住民の生命・財産の安全確保」を図るために必要な市や防災関係機関、住民や地域、事業所の果たすべき責務や役割を定めています。

災害対策基本法に定められる防災計画の体系

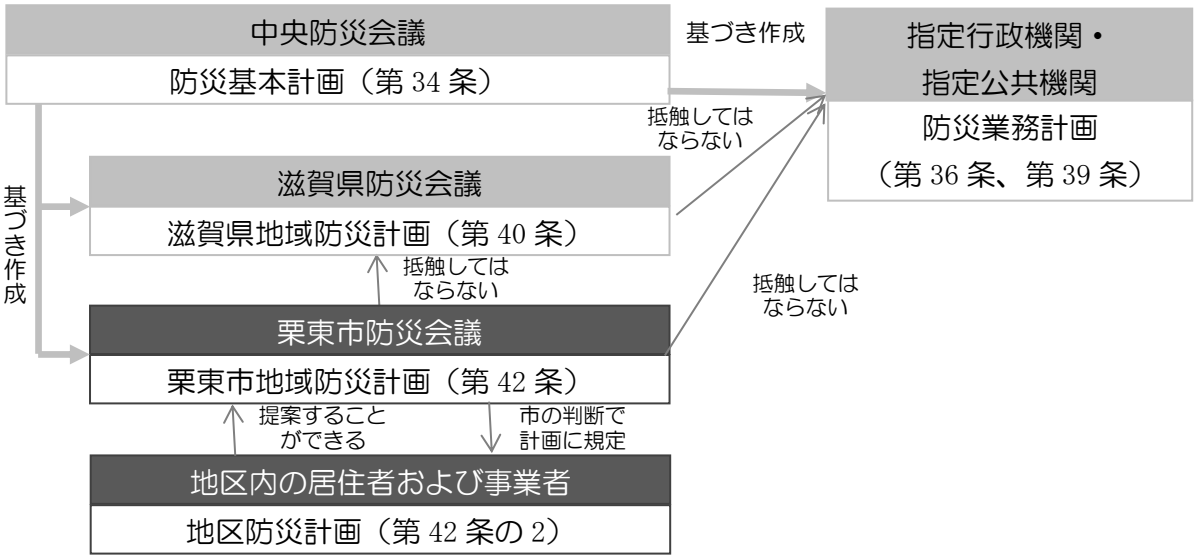

２　計画の作成機関

栗東市地域防災計画は、栗東市長を会長とする「栗東市防災会議」によって作成され、毎年必要に応じて見直しが行われます。

本計画を作成する栗東市防災会議の委員は、次の防災関係機関により構成されています。

■　会長　栗東市長

■　委員（以下、参加機関）

南部土木事務所、南部健康福祉事務所、草津警察署、湖南広域消防局（中消防署）、栗東市消防団、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、栗東市商工会、栗東市社会福祉協議会、滋賀県トラック協会、滋賀県建設業協会、滋賀県ＬＰガス協会、日本中央競馬会、栗東市自治連合会、栗東市防災会、人と防災未来センター、栗東市

3　計画の構成

これまで、栗東市地域防災計画は、阪神・淡路大震災を契機に抜本的な改定を行って以来、上位機関との認識の整合を図りつつ、数年に一度のペースで時点修正を重ねてきました。

しかしながら、職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数などの課題を抱えた計画となっていることから、今回の改定は、よりわかりやすくコンパクトで実践的な計画をめざし、全面的に見直しを行い、次のような構成としました。

構成	対象	記載内容
【本編】 第１章　総則 第２章　災害予防計画 第３章　災害応急対策計画 第４章　災害復旧計画	市理事者 市職員 市民	災害対策基本法に基づき実施しなければならない、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載
【災害対応マニュアル編】	市職員	災害時の応急対策の手順等を具体的に記載
【資料編】 資料集 個別計画集	市職員	本編、災害対応マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語等を記載

※本編は、幅広い市民や市長・副市長等の災害対策の意思決定者等を対象に策定しました。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、災害対応マニュアル編や資料編に委ねて編集しています。

4　計画の基本方針

この計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

また、近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国、地方行政機関、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めます。

【基本方針】

- ●災害に強い地域づくり
- ●避難行動要支援者への支援、多様な視点による対応
- ●警戒避難体制の整備
- ●自主防災体制の確立
- ●防災関係機関相互の協力体制の推進
- ●防災拠点施設等の整備および物資の備蓄

5　想定する災害

災害対策基本法では、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の異常な自然現象や大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害と定義されています。

これら災害のうち、本市に関連するものを計画対象として、予防、応急、復旧・復興等の対策を定めています。

（１）風水害

→詳しくは本編 p10～11 参照

台風の接近や集中豪雨等により大雨が降ったときは、堤防の決壊、内水の氾濫等による浸水被害や斜面の崩壊や土石流等による土砂災害が発生する危険性があります。

特に、市域では、水防法に基づいて、野洲川、草津川等の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）が指定されています。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、94 箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、そのうち 78 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されています。

（２）地震

→詳しくは本編 p11～15 参照

県の調査では、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースであり、この場合、市で想定される震度は最大７（市役所付近は６強）となり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられます。

さらには、南海トラフで起こりうる最大級の海溝型地震発生時は、市域の一部で震度６弱の揺れに見舞われることが想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

※参考資料１　被害想定　参照

（３）原子力災害

→詳しくは本編 p15～16 参照

本市は､福井県の最寄りの原子力発電所からおおむね60㎞の距離に位置しており、風向きなど気象状況によっては､原子力発電所等から放射性物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される場合などが想定されます。

（４）その他の災害

→詳しくは本編 p16～17 参照

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災）を計画対象とします。

また、同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象があることも想定します。

第２章　災害予防計画

【平常時に実施する事前の対策】

１　地域の防災力を高めるための対策

市は、防災関係機関、住民や地域、事業所と行政とが一体となった「減災」への取組みを推進するため、消防団、防災士、自主防災組織等の強化・育成、住民等に対する防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を講じます。

（１）防災知識普及

→詳しくは本編 p23～24 参照

市は、県や中消防署をはじめとする各防災関係機関と連携して、各自の防災力の向上を図るとともに、地域防災力の向上に向け住民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（ＰＲ・啓発活動）を推進します。

また、住民や地域、事業所は、自助、共助を実践するために、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努めます。

（２）防災訓練

→詳しくは本編 p24～26 参照

市および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および住民の防災意識の向上を図るため、相互に協力して、各種災害を想定した訓練を実施します。

また、住民や地域、事業所は、防災訓練等の実施や積極的な参加により、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努めます。

（３）自主防災組織の整備

→詳しくは本編 p26～27 参照

市および県は、地域特性に応じた自主防災組織の育成や活性化を図るための支援を推進します。

なお、自主防災組織は、日ごろから、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備および備蓄等に努めます。

また、住民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加して、協力体制の構築に努めます。

（４）ボランティア活動支援環境の整備

→詳しくは本編 p27～28 参照

市および市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努めます。

（５）要配慮者の安全確保と支援体制の強化

→詳しくは本編 p28～31 参照

市は、「災害時避難行動要支援者登録制度」を運用し、住民や自主防災組織と協力しながら災害時避難行動要支援者の避難体制の構築や要配慮者に配慮した環境の整備に努めます。

（６）地区防災計画の作成

→詳しくは本編 p32 参照

市は、地区防災計画の作成支援を行うとともに、一定の地区の市民及び事業者がより地区防災計画について、市地域防災計画に定めるよう提案があった場合は、一定の判断のもと、市地域防災計画の中に地区防災計画を定めます。

2　行政の災害対応能力を高めるための対策

市は、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための組織運営体制の機能強化や関係機関との連携強化を推進します。

（1）避難体制の整備

→詳しくは本編 p32～34 参照

災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置づけ、避難計画および避難受入れ計画の作成、避難路および避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難誘導体制の整備を図ります。

なお、災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を緊急避難場所として指定します。

また、災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所として指定します。

※参考資料２　避難所等　参照

（2）防災施設等の整備

→詳しくは本編 p34～37 参照

災害発生時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、各種防災施設等の維持管理ならびに整備・充実に努めます。

【防災施設等の整備内容】

- ●防災施設
- ●消防施設
- ●水防施設
- ●防災空間
- ●災害廃棄物処理施設
- ●遺体安置所、火葬場等

（3）情報通信体制の整備

→詳しくは本編 p37～38 参照

災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進めます。

（4）医療・救護体制の整備

→詳しくは本編 p38～39 参照

草津保健所、草津栗東医師会等の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的応急医療体制の整備を図ります。

（5）その他建築物の対策

→詳しくは本編 p39～40 参照

地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努めます。

（6）物資の確保と緊急輸送体制の整備

→詳しくは本編 p40～42 参照

県、住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに、緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進します。

また、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量等をあらかじめ計画し、地震発生に備えます。

※参考資料３　備蓄目標　参照

３　自然災害に対応するために必要な対策

市は、災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、水害、土砂災害、地震災害、火災等の予防に係る防災事業を推進します。

（１）風水害予防対策

→詳しくは本編 p43～44 参照

水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池および下水道を整備し、防災対策を講じます。

また、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制を整備します。

（２）土砂災害予防対策

→詳しくは本編 p44～45 参照

台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努めます。

また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備します。

（３）地震災害予防対策

→詳しくは本編 p45～46 参照

地震災害から住民の生命と財産を守るため、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行います。

また、地震災害時に必要となる被災建築物および被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備します。

（４）火災予防対策

→詳しくは本編 p46～47 参照

火災による被害から住民の生命や財産を守るため、中消防署とともに、防火指導の徹底、消防力の強化および消防用水利等の整備を図るとともに、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努めます。

（５）複合災害予防対策

→詳しくは本編 p47 参照

同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、市は、日頃から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努めます。

4　事故災害に対応するために必要な対策

市は、自然災害に限らず、人為的な事故災害も含めあらゆる災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、各種災害の予防に係る防災事業を推進します。

（1）ライフライン施設等の災害予防対策

→詳しくは本編 p48～50 参照

ライフライン関係事業者（電気、ガス、通信・放送、鉄道、上・下水道）は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進し、災害対応力の強化に努めます。

（2）危険物施設等災害予防対策

→詳しくは本編 p50～52 参照

中消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画および実施に努めます。

（3）農林水産関係災害予防対策

→詳しくは本編 p52 参照

各種災害による農作物、施設等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、指導体制を確立し、防災営農技術、気象情報等の末端農業者への迅速な浸透に努めます。

（4）ため池等農業用施設の対策

→詳しくは本編 p52～53 参照

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制を整備します。

（5）文化財災害予防対策

→詳しくは本編 p53 参照

市内の文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化します。

（6）原子力災害対策

→詳しくは本編 p53～56 参照

原子力事業所で事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合に対する備えとして、災害応急対策を円滑に実施できるよう、機能的な活動体制の整備を図ります。

【原子力災害の予防対策】
- ●防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策
- ●情報の収集・連絡体制の整備
- ●災害応急体制の整備
- ●防災知識の普及、啓発
- ●防災訓練の実施
- ●資機材等の整備

第３章　災害応急対策計画

【初動段階から応急段階（発災後おおむね１週間）の対策】

１　災害別の対応体制の確立

→詳しくは本編 p59～75 参照

市は、災害発生時または災害の発生のおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、災害時の活動に関する意志決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに確立します。

体制は、あらかじめ定める災害の種類（風水害、地震災害、原子力災害、その他事故災害等）やその規模等に応じて、確立します。

なお、特に大きな災害のときは、栗東市危機管理センターに災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や防災関係機関等との調整を行い、関係する職員は、あらかじめ定める役割分担にしたがい、各種対策活動を実施します。

※参考資料４　災害対策本部体制の体系図および事務分掌　参照

２　災害対応のコーディネート

市は、災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施します。

また、災害規模が大きいときは、人材、資機材等が不足することが想定されるため、早期に災害救助法の適用要請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保します。

（１）情報収集・整理・伝達

→詳しくは本編 p76～80 参照

災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行います。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理します。

（２）災害救助法の適用

→詳しくは本編 p80～82 参照

市内において一定数以上の住宅が滅失したときなどは、災害救助法が適用され、同法による救助が行われます。

したがって、災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、速やかに県知事に災害救助法の適用を要請します。

（３）緊急輸送体制の整備

→詳しくは本編 p83～87 参照

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、草津警察署と連携して、被災地域における車両の通行を禁止または制限します。

また、物資の輸送に必要な人員、車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立します。

（４）応援要請・受援等

→詳しくは本編 p87～90 参照

災害が発生し、市単独では災害の対応が困難と市長が判断したときは、自衛隊や県、応援協定締結都市、応援協定締結団体等に対して、応援を要請します。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備します。

また、そのほか、緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令、協力命令等により、活動要員を確保します。

３　生命を守るための対策

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要です。

市は、災害発生直後は、住民、消防、警察、医療機関等と連携・協力して、避難、救助救急、医療・救護等の生命の安全にかかわる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動（火災消火、洪水対策、危険物対策、事故対策、原子力災害対策等）を実施します。

（１）避難

→詳しくは本編 p91～95 参照

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある住民に対して避難のための立退きを勧告または指示し、防災関係機関と連携のもと、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図ります。

※参考資料５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動　参照

（２）水防

→詳しくは本編 p95～96 参照

河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、各施設を所管する機関と協力して、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じます。

（３）消防、救急・救助

→詳しくは本編 p96～99 参照

災害等により火災が発生したときは、市および中消防署は、住民の安全確保を最優先して、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行います。

また、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、中消防署と連

携して、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、消防団、自主防災組織、草津警察署、自衛隊、日本赤十字社等の協力を得て、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立して、迅速かつ的確な救急・救助活動に当たります。

住民や事業所は、可能な限り災害現場において自発的に救急・救助、消防・警察・自衛隊等の救急・救助活動に協力する。

（4）医療・救護活動

→詳しくは本編 p100～102 参照

多数の負傷者が発生したときは、指定避難所、指定緊急避難場所や災害現場等に救護所を設置し、草津栗東医師会や医療機関から派遣される医師や看護師による応急的な医療救護を行います。

（5）危険物等の二次災害防止活動

→詳しくは本編 p103～105 参照

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努めます。

市および中消防署は、必要に応じて、県、草津警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行います。

（6）その他施設の二次災害防止活動

→詳しくは本編 p105～109 参照

災害発生後は、斜面崩壊や落石が発生しやすく、建物も倒壊しやすいため、避難時に災害に巻き込まれる危険が高まります。

こうした二次災害を防止するため、公共施設、建築物・宅地、河川・農林水産施設等の被災調査を行い、危険箇所を把握するとともに、県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等の措置を行い、被害の拡大を防止します。

（7）原子力災害対応

→詳しくは本編 p110～113 参照

福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあり、原子力事業者から警戒事態発生時の通報、施設敷地緊急事態発生時の通報または全面緊急事態発生時の通報が県に対してあったときの対応および原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出されたときなどは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態応急対策を実施します。

（8）事故災害対応

→詳しくは本編 p114～115 参照

自然災害以外の大規模な事故災害（航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等）が発生したときは、事故関係者や消防、警察等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立し、被害の軽減、拡大防止を図ります。

4　生活を守るための対策

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階において、都市機能の早期回復に向けて、ライフラインの応急復旧等を行います。

また、被災者の生活や社会秩序の安定を図るため、避難所における飲料水、食糧、生活必需品の供給等の生活支援や要配慮者支援のほか、保健衛生および防疫、火葬等の活動を実施します。

（1）避難生活支援

→詳しくは本編 p116～118 参照

震度 5 強以上の地震が発生したとき、避難勧告等を行ったとき、自主避難の連絡を受けたとき、その他市長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所・避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設します。

避難所には避難所派遣職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行います。

また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意します。

（2）飲料水・食料・生活必需品等の供給

→詳しくは本編 p118～121 参照

多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行います。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズの違いに配慮します。

（3）要配慮者支援

→詳しくは本編 p121～122 参照

多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体や住民等と連携しながら、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施します。

（4）行方不明者の捜索および遺体の火葬等

→詳しくは本編 p122～124 参照

行方不明者が発生したときは、警察などが行う捜索活動に協力できる体制を整備します。

また、遺体が確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施します。

（5）防疫、保健衛生

→詳しくは本編 p124～125 参照

多数の避難者が発生しているときは、県災害医療地方本部（草津保健所）の指導・指示に基づき、被災地および避難所等における保健活動を実施するとともに、必要

に応じて、食品衛生・環境衛生対策等を実施し、衛生環境の維持、確保を図ります。

また、感染症等の発生を予防するため、検病調査、広報活動および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を迅速に実施します。

（6）ライフラインの応急復旧

→詳しくは本編 p126～128 参照

水道・下水道（農業用集落排水処理施設を含む）施設に被害が生じたときは、速やかに施設の応急復旧を実施し、施設機能の維持に努めます。

また、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下した場合は、各事業者と連絡を密に取り、応急復旧対策に協力するとともに、ライフライン施設の復旧状況等の広報に努めます。

5　復旧への足がかり

被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してくると、集まってくる情報も物資も次第に多くなり、各種の災害応急対策活動は、さらに、きめ細やかな対応が求められ、必要となる人や物資は多岐にわたるようになります。

その場合、災害ボランティアの受入れ、災害義援金品の募集等により、全国的な応援を求めるなどの被災者の生活の安定化に向けた取組みを実施します。

また、災害前のような日常生活が可能となるように社会的なサービスを復旧する必要があるため、被災者の生活再建の足がかりとなる住宅対策や学校教育再開等の各種対策を実施します。

（1）住宅対策

→詳しくは本編 p129～130 参照

災害が発生し、災害救助法が適用され、県より事務の委任を受けたときは、応急仮設住宅の設置・供給、住宅の応急修理および住宅関連の障害物除去等の必要な支援措置を講じ、被災者の生活の安定を図ります。

なお、応急仮設住宅の設置および供与にあたっては、要配慮者に対する配慮を行います。

（2）災害廃棄物処理

→詳しくは本編 p130～133 参照

災害等により、大量にごみやがれきが発生または発生することが予想されるときは、環境センター等の処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立します。

また、上・下水道、電力等のライフラインに被害が生じているときや多数の避難者が発生しているときは、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立します。

（３）学校等における応急対策

→詳しくは本編 p133～135 参照

保育園、幼稚園、小学校、中学校等においては、災害発生時の応急対策を通じて、乳児・幼児・園児・児童・生徒の生命・身体の安全の確保と安否確認を行います。

また、学校施設や教職員等の被災状況の把握に努め、被災した施設・設備の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開の実施を目指します。

なお、文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県本部に報告するとともに、必要に応じて移動可能な文化財は安全な場所に移します。

（４）ボランティアの受入れ

→詳しくは本編 p135～136 参照

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想されるときは、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援します。

（５）義援金品の配分

→詳しくは本編 p136～138 参照

多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受付を行います。

義援金品の受付は、市、県その他関係機関が窓口を設けて行い、受付けた義援金品については、被災者への公平性に配慮して配分を行います。

第４章　災害復旧計画

【復旧段階（発災後おおむね１週間以降）の対策】

１　被災者の生活再建支援

市は、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅や雇用の確保等を行い、住民の生活の安定を図ります。

（１）市民生活の支援

→詳しくは本編 p141～142 参照

被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、災害救助法による各種施策や市税の減免等に必要となる罹災証明書を遅滞なく発行します。また、必要に応じて、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

また、各種法令、制度等に基づき、被災者に対して、生活再建に係る資金の支給、貸付、税の減免・猶予等の措置、その他種々の措置を行います。

（２）住宅の復興

→詳しくは本編 p142～143 参照

住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進します。

（３）雇用の安定と雇用機会の確保

→詳しくは本編 p143 参照

大規模災害が発生したときは、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進します。

２　企業等の再建支援

市は、被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立または実施等について斡旋および指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

（１）商工業者の再建支援

→詳しくは本編 p145 参照

被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資の斡旋、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援します。

（２）農林水産業の再建支援

→詳しくは本編 p145～146 参照

被災により事業活動に支障をきたしている市内農林業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援します。

３　公共施設の災害復旧

市は、災害により、道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、上下水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の公共施設が被害を受けたときは、速やかに復旧し、住民の生活基盤の整備を進めます。

（１）災害復旧事業の財政対策

→詳しくは本編 p147～148 参照

公共施設の災害復旧事業を迅速かつ円滑に行うため、法律に基づき実施される国の災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられように努めます。

（２）災害復旧事業の実施

→詳しくは本編 p148 参照

災害により被災した公共施設は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する施設に関する災害復旧事業計画を作成し、災害復旧事業等を実施します。

４　災害復興

市は、大規模な災害が発生したときは、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整および合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

また、原子力災害時に必要となる特別な災害復旧・復興期の対応については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施します。

（１）計画的な地域復興の推進

→詳しくは本編 p149 参照

復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに災害復興計画を策定し、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、ならびに情報提供等を行います。

（２）原子力災害時の中長期対策

→詳しくは本編 p150～151 参照

特に原子力災害発生時は、国や県と協議のうえ、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、社会秩序および経済活動の回復を図るための復旧・復興活動を実施します。

参考資料

参考資料１　被害想定

（１）琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">人的被害</td><td colspan="2">死者数</td><td>110 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>1,207 名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建物被害</td><td colspan="2">全壊棟数</td><td>1,939 棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">半壊棟数</td><td>5,127 棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災</td><td colspan="2">全焼棟数</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">避難者</td><td rowspan="4">避難所生活者
下段：（全避難者数）</td><td>24 時間後</td><td>3,987 人
(6,645 人)</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>6,586 人
(11,974 人)</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>8,559 人
(17,117 人)</td></tr>
<tr><td>1 か月後</td><td>2,854 人
(9,514 人)</td></tr>
<tr><td rowspan="10">ライフライン被害</td><td rowspan="4">電気</td><td rowspan="4">停電口数</td><td>地震直後</td><td>35,182 口（92%）</td></tr>
<tr><td>24 時間後</td><td>18,534 口（49%）</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>5,805 口（15%）</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>107 口（ 0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">上水道</td><td rowspan="7">断水人口</td><td>地震直後</td><td>52,678 人（83%）</td></tr>
<tr><td>24 時間後</td><td>51,973 人（82%）</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>49,274 人（77%）</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>41,889 人（66%）</td></tr>
<tr><td>1 か月後</td><td>9,833 人（15%）</td></tr>
<tr><td>2 か月後</td><td>984 人（ 2%）</td></tr>
<tr><td>3 か月後</td><td>85 人（ 0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ガス</td><td rowspan="4">都市ガス
供給停止軒数</td><td>地震直後</td><td>4,526 軒（100%）</td></tr>
<tr><td>24 時間後</td><td>4,526 軒（100%）</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>4,526 軒（100%）</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>0 軒（ 0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ＬＰガス
使用不能軒数</td><td>地震直後</td><td>3,725 軒（28%）</td></tr>
<tr><td>24 時間後</td><td>3,323 軒（25%）</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>2,180 軒（16%）</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>0 軒（ 0%）</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="3">被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障</td></tr>
</table>

注）－（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上 5 未満）であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成 26 年 3 月）

（２）南海トラフ地震の被害想定

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">人的被害</td><td colspan="2">死者数</td><td>9 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>285 名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建物被害</td><td colspan="2">全壊棟数</td><td>223 棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">半壊棟数</td><td>2,126 棟</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災</td><td colspan="2">全焼棟数</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">避難者</td><td rowspan="4">避難所生活者
下段：（全避難者数）</td><td>24 時間後</td><td>681 人
（1,135 人）</td></tr>
<tr><td>72 時間後</td><td>1,914 人
（3,481 人）</td></tr>
<tr><td>1 週間後</td><td>2,012 人
（4,025 人）</td></tr>
<tr><td>1 か月後</td><td>506 人
（1,688 人）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ライフライン被害</td><td rowspan="2">電気</td><td rowspan="2">停電口数</td><td>地震直後
24 時間後
72 時間後
1 週間後</td><td>33,700 口（88%）
16,684 口（44%）
220 口（ 1%）
0 口（ 0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上水道</td><td rowspan="2">断水人口</td><td>地震直後
24 時間後
72 時間後
1 週間後
1 か月後
2 か月後
3 か月後</td><td>31,879 人（50%）
36,023 人（57%）
22,384 人（35%）
15,946 人（25%）
1,499 人（ 2%）
62 人（ 0%）
2 人（ 0%）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガス</td><td>都市ガス
供給停止軒数</td><td>地震直後</td><td>0 軒（ 0%）</td></tr>
<tr><td>ＬＰガス
使用不能軒数</td><td>地震直後
24 時間後
72 時間後
1 週間後</td><td>1,286 軒（10%）
883 軒（ 7%）
68 軒（ 1%）
0 軒（ 0%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話</td><td colspan="2">被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障</td></tr>
</table>

注）－（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上５未満）であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査（概要版）（平成 26 年３月）

（３）計画上の参考値

項　　目	想　定　内　容
震源	琵琶湖西岸断層帯（断層長さ 59km）
地震の規模	マグニチュード 7.8（気象庁マグニチュード）
震度	市庁舎の計測震度計で震度６強（一部地域で７）
死者	110 人程度
負傷者（重傷者＋軽傷者）	1,200 人程度
避難所生活者数（最大）	8,600 人程度
建物全壊	1,900 棟程度
建物半壊	5,100 棟程度

参考資料２　避難所等

東日本大震災では、切迫した災害（津波）の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず被害が拡大した事例があります。

そこで、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村は「指定緊急避難場所」、「指定避難所」を指定することが定められました。

【指定緊急避難場所】

異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」を指定することにより、円滑かつ安全な避難を促進します。災害が発生し、または発生するおそれがある場合の“安全確保”を第一の目的とします。

【指定避難所】

被災者を避難のために必要な間滞在させるための「指定避難所」を指定します。災害が発生した場合、または発生後の“滞在場所の確保”を第一の目的とします。

市は、従来の「避難所および広域避難場所」を災害対策基本法の基準にもとづき、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に分けて整理し、災害ごとの指定を行いました。

また、平成 27 年 10 月に栗東市社会福祉協議会と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結したことから、「福祉避難所」の指定を行いました。

（１）指定緊急避難場所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝幼稚園（幼児園）	御園 1009-1	558-0829	○	○	○
	3	金勝第１保育園（幼児園）	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	4	金勝第２保育園（幼児園）	御園 1028	558-0068	○	○	○
	5	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	6	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	7	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	8	荒張スポーツ広場	荒張 669	－	－	－	○
治田	9	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○※	○	○
	10	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	－	○	○
	11	治田保育園	坊袋 162	552-1079	－	○	○
	12	治田児童館	目川 871-1	551-1431	－	○	○
	13	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○※	○	○
	14	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○※	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○※	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	－	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東幼稚園（幼児園）	安養寺 6-7-29	552-1717	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○※	○	○
	20	治田東保育園（幼児園）	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	21	栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	22	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○	○	○
	23	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	○	○	－
	24	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	○	○	－
	25	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○	○	○
	26	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○	○	○
	27	栗東市ゆうあいの家（老人福祉センター）・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○	○	○
葉山東	28	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	29	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 460-1	553-9110	○	○	○
	30	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	31	葉山中学校	六地蔵 888	554-0030	○※	○	○
	32	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	33	コミュニティセンター葉山東	六地蔵 714-1	553-2566	○	○	○
葉山	34	葉山小学校	高野 310	552-0018	○※	○	○
	35	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-4864	○※	○	○
	36	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	○※	○	○
	37	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	－	○	○
	38	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○※	○	○
	39	栗東市やすらぎの家（老人福祉センター）	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	40	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	○※	○	○
	41	高野公園	高野 727	-	－	－	○
大宝	42	大宝小学校	綣 7-14-19	552-2279	○※	○	○
	43	大宝幼稚園	綣 8-16-9	552-1698	○※	○	○
	44	大宝児童館	綣 6-13-10	551-1950	－	○	○
	45	コミュニティセンター大宝	綣 7-9-21	553-1900	○※	○	○
	46	栗東西中学校	綣 4-13-47	553-9101	○※	○	○
	47	大宝公園	綣 7-5-5	-	－	－	○
大宝東	48	栗東芸術文化会館	綣 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	49	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	50	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	－	○	○
	51	大宝幼稚園分園	綣 3-3-6	551-5242	○	○	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	－	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の２階以上を利用

（２）指定避難所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝幼稚園（幼児園）	御園 1009-1	558-0829	
	3	金勝第１保育園（幼児園）	御園 1009-1	558-0250	
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	5	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	6	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	7	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
治田東	8	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	9	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	10	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	11	治田東幼稚園（幼児園）	安養寺 6-7-29	552-1717	
	12	治田東保育園（幼児園）	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 460-1	553-9110	
	19	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地蔵 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地蔵 714-1	553-2566	
葉山	22	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	23	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-4864	
	24	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	
	25	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	26	大宝小学校	綣 7-14-19	552-2279	
	27	コミュニティセンター大宝	綣 7-9-21	553-1900	
	28	栗東西中学校	綣 4-13-47	553-9101	
大宝東	29	栗東芸術文化会館	綣 2-1-28	551-1455	
	30	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	31	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	32	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	33	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

（３）福祉避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	なごやかセンター	安養寺 190	554-6100	老人福祉センター
2	ゆうあいの家	小柿 1-10-10	554-1004	老人福祉センター
3	やすらぎの家	出庭 700-1	554-0606	老人福祉センター

参考資料３　備蓄目標

備蓄目標は、滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）による「琵琶湖西岸断層帯地震」の被害想定結果（case2）を基に設定する。

・発災後 3 日間は交通機能の麻痺等により、被災地外からの支援が得られないことが考えられ、3 日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資は来ないこと（発災 4 日目以降から流通備蓄、救援物資により食料等を全量調達）を想定する 。
・発災後 3 日間の飲料水、食料、生活必需品について、市民、市、県がそれぞれ 1 日分備蓄するという考えで、市の備蓄目標を設定する。

1　飲料水および食料の備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（72 時間後：全避難者数）

品名	目標数
米（粥、アルファ化米等）、カンパン・クラッカー ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定	36,000 食
流動食 ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定 ※対象は 0～1 歳児（約 1600 人分×11,974/69,560*）を想定	900 食
水 ※1 人 1 日 3 リットル、1 日分を想定	500ml ペットボトル 72,000 本相当

*平成 31 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口

2　生活必需品備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（72 時間後：全避難者数）

品名	目標数
非常用衛生セット（タオル、歯ブラシ等） ※1 人 1 セットを想定	12,000 セット
毛布 ※1 人 2 枚を想定	24,000 枚
トイレ袋（便器活用タイプ）セット（200 回分） ※1 人 1 日 3 回、1 日分を想定	180 袋
紙おむつ（幼児用）［1 ケース 240 枚］ ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 0 歳児（約 830 人分×11,974/69,560*）を想定	5 ケース
紙おむつ（大人用）［1 箱 22 枚］ ※1 人 1 日 6 枚、1 日分を想定 ※対象は要介護３以上（約 700 人分×11,974/69,560*）を想定	40 箱
生理用品（28 枚：1 袋） ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 10 歳から 55 歳女性（約 5,200 人分×11,974/69,560*）の 1/4（4 週に 1 回換算）を想定	260 袋

*平成 31 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口

参考資料４　災害対策本部体制の体系図および事務分掌

■災害対策本部体制の体系図

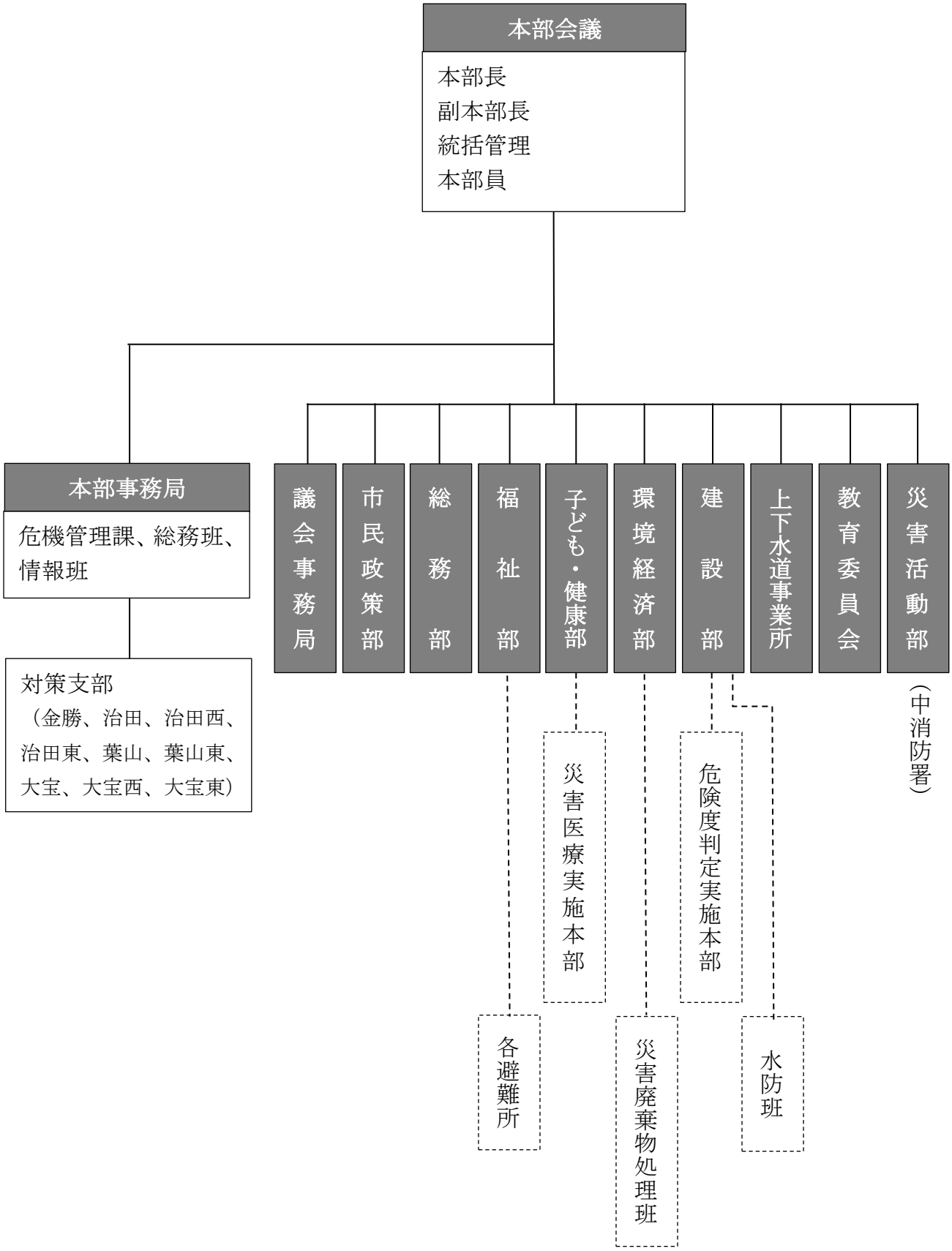

1　対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難準備情報および避難の勧告･指示の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し､副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長 は 、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理監	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	総務部長 福祉部長 子ども・健康部長 環境経済部長 建設部技監 建設部長 議会事務局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	災害対策本部設置から廃止までの間､庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	部局内課長補佐級職員	災害対策本部設置から廃止までの間､総務班として 庁内各班及び関係機関との連絡調整 を行う。
本部班	総務班	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助
	情報班	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）
対策支部	各学区対策支部	支部長 ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理

		支部員 ○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○自主避難所運営

２　各部

部	班	任務分担
議会事務局 （議会事務局長）	議会班 （議事課長）	1. 災害に伴う議会運営に関すること 2. 災害に伴う議員の行事に関すること
市民政策部 （危機管理監）	本部事務局 （危機管理課長）	1. 栗東市防災会議に関すること 2. 災害対策本部事務局の連絡調整に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 防災配備の連絡調整に関すること 5. 栗東市消防団との連絡調整に関すること
	元気創造政策班 （元気創造政策課長） 秘書広報班 （秘書広報課長）	1. 関係機関への陳情要請に関すること 2. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に関すること 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関すること 4. 災害関係の広報活動に関すること 5. 報道機関との連絡に関すること
	財政班 （財政課長）	1. 災害関係予算に関すること 2. 市有財産の災害対策に関すること 3. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関する　こと 4. 災害時の車両等の確保および配車に関すること
	自治振興班 （自治振興課長）	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 2. ボランティアの受入れに関すること 3. 備蓄食糧及び物資の調達及び配布に関すること 4. 対策支部に関すること 5. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 6. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること
総務部 （総務部長） （会計管理者） （監査事務局長）	総務班 （総務課長）	1.　職員の動員、派遣に関すること 2.　災害関係文書の受付配付および発送に関すること 3.　災害に伴う罹災地区の行政指導に関すること 4.　職員の給与及び給食に関すること 5. 住民基本データベースの保守に関すること
	税務班 （税務課長）	1. 家屋等の被災状況調査に関すること 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関すること

	人権政策班 （人権政策課長） ひだまりの家班 （ひだまりの家所長）	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関すること
	総合窓口班 （総合窓口課長）	1. 転出入の取扱いに関すること 2. 死体の埋火葬に関すること 3. 安否情報の収集・提供、被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関すること
	会計班 （会計課長） 監査委員事務局班 （監査委員事務局長）	1. 寄付金の受理に関すること 2. 災害関係経費の支出に関すること 3. 庁用資材備品等の用度調達に関すること
福祉部 （福祉部長）	社会福祉班 （社会福祉課長） 障がい福祉班 （障がい福祉課長） 保険年金班 （保険年金課長） 長寿福祉班 （長寿福祉課長）	1. 福祉施設の災害対策および応急措置に関すること 2. 避難所に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 被災者に対する生活保護に関すること 5. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること 6. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 7. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 8. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 9. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 10. 救助物資の配分計画および配分実施に関すること
子ども・健康部 （子ども・健康部長）	健康増進班 （健康増進課長） 子育て応援班 （子育て応援課長） 子ども発達支援班 （子ども発達支援課長） 幼児班 （幼児課長） （幼児課参事）	1. 被災者に対する応急措置に関する計画および実施に関すること 2. 災害防疫対策の計画および実施に関すること 3. 医療施設の災害対策に関すること 4. 医療助産に関すること 5. 保健所との連絡に関すること 6. 災害時における公衆衛生指導に関すること 7. 園の災害対策及び応急措置に関すること 8. 園児に対する災害対策および実施に関すること 9. 被災園児に対する保育に関すること 10. 被災園児の必要用品に関すること 11. 児童館の災害対策及び応急措置に関すること 12. 応急学童保育の実施 13. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 14. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること

環境経済部 （環境経済部長） 農業委員会事務局	環境政策班 （環境政策課長） 環境センター班 （環境センター所長）	1. 災害廃棄物処理計画に関すること 2. 災害時における環境衛生に関すること 3. 仮設便所の設置等に関すること 4. 汚染物質の流出防止に関すること 5. 災害廃棄物の処理等に関すること 6. 清掃、消毒に関すること 7. 危険動物の災害逸走に関すること
	農林班 （農林課長）	1. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関すること 2. 農地、農業用施設等の災害対策に関すること 3. 林業施設の災害対策に関すること 4. 農林業関係団体との連絡調整に関すること 5. 災害時における農作物病害虫防除に関すること 6. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関すること 7. 農作物、林産物の災害対策に関すること 8. 農業用水利施設の災害対策に関すること 9. 防災重点ため池（特定農業用ため池）の災害対策に関すること
	商工観光労政班 （商工観光労政課長）	1. 商工業関係者の被害の状況把握に関すること 2. 事業所及び商工業関係団体の災害対策に関すること 3. 経済及び商工団体との連絡調整に関すること
	農業委員会事務局班 （農業委員会事務局長）	1. 災害に伴う農業委員会運営に関すること

建設部 （建設部長） （建設部技監）	土木管理班 （土木管理課長） 道路・河川班 （道路・河川課長） 国・県事業対策班 （国・県事業対策課長） 交通政策班 （交通政策課長） 都市計画班 （都市計画課長）	1. 水防の全般的な企画、実施に関すること 2. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関すること 3. 災害対策用の工事資材の調達管理に関すること 4. 土木関係被害状況の調査に関すること 5. 道路の除雪対策に関すること 6. 応急対策実施のための用地借入および補償に関すること 7. 急傾斜地の災害対策に関すること 8. 土石流危険渓流地の災害対策に関すること 9. 道路･河川に影響を及ぼすがけくずれ災害対策に関すること 10. 葉山川・金勝川等の応急措置など災害対策に関すること 11. 管轄する市立建築物および施設の災害予防に関すること 12. 管轄する市立建築物および施設の被害調査に関すること 13. 国・県河川の調整に関すること 14. 交通不能個所の調査およびその対策に関すること 15. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関すること
	住宅班 （住宅課長）	1. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関すること 2. 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること 3. 倒壊家屋対策に関すること 4. ガレキの処理に関すること 5. 被災宅地危険度判定に関すること 6. 市営住宅の災害対策に関すること 7. 宅地造成地の災害対策に関すること
上下水道事業所 （上下水道事業所長）	上下水道班 （上下水道課長）	1. 下水道施設の応急横断及び復旧措置に関すること 2. 水道施設災害の応急措置および復旧措置に関すること 3. 飲料水の供給ならびに確保に関すること 4. 上下水道施設に係る関係機関との調整に関すること

教育委員会 （教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	1. 災害時における教育行政の総合調整に関すること 2. 教育施設の災害対策および実施に関すること 3. 教育委員会職員に関すること 4. 学校教育財産（市内県施設も含む）を避難所に開放することに関すること 5. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 6. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 7. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること
	学校給食共同調理場班 （学校給食共同調理場）	1. 学校給食共同調理場の災害対策および実施に関すること 2. 学校給食施設での炊出しに関すること
	学校教育班 （学校教育課長） 人権教育班 （人権教育課長）	1. 教職員の災害対策のための動員派遣に関すること 2. 園児･児童生徒に対する災害対策および実施に関すること 3. 被災児童生徒に対する教育に関すること 4. 被災児童生徒の学用品に関すること 5. 災害時における学校その他教育の環境衛生に関すること
	生涯学習班 （生涯学習課長） スポーツ・文化振興班 （スポーツ・文化振興課長）	1. 社会教育施設の災害対策に関すること 2. 災害活動に協力する青年団体、女性団体､社会教育団体等の連絡調整に関すること 3. 青少年教育施設の災害対策に関すること 4. 文化財の災害対策に関すること
災害活動部 （中消防署長）	消防班 （中消防署長）	1. 気象情報､雨量水位情報の収集及び記録 2. 各種警報発令に関すること 3. 現場防災活動整備に関すること 4. 救助活動に関すること 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

参考資料５　避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	**高齢者等避難** ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他人は立退き避難準備を整えるともに、以後防災気象情報、水位等に注意を払い自発的避難開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	**全員避難** 〇指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ＜市から避難指示（緊急）が発令された場合＞ 〇災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル５】 災害発生情報	**災害発生** ・既に災害が発生している状況であり、命を守ための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものはないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難ではいが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

栗東市地域防災計画　概要版
令和２年３月作成
栗東市市民政策部危機管理課